

## 共同募金配分金事業「中央区赤い羽根地域づくり助成」 助成金交付基準

1. 会議費（会場使用料）は原則、1回1,500円を上限とする。
2. 事業の実施にあたって、不要と思われる備品等は助成対象外とする。
3. 事業の実施にあたって、必要な備品であっても耐用年数の長い備品（パソコン、プリンター、デジカメなど）については、減額の対象とする。
4. 原則、講師謝金については、一般常識から見て妥当と思われる額を助成対象とし、本会が妥当でないとは判断される場合は、減額対象とする。
5. 助成団体からボランティアに対して支払われる謝金等は助成対象外とする。ただし、実費、交通費は可。
6. 申請内容に対して過大な予算を計上している場合は減額対象とする。
7. 実施団体の申請事業の過去の実績等から独自の財源での実施が可能と判断される場合は、助成対象外とする。
8. 公募助成団体の申請額の総額が当会の予算額を上回る場合は、申請額に応じて案分し、減額する。
9. 助成交付を決定した団体に対しては、「審査会等の意見」を順守するよう条件を付ける場合がある。また、その履行状況を確認するために、「意見」に対する報告の義務を課す。予算どおりの執行に著しく反する場合は、返金を求める。